

里庄町
子ども・子育て支援事業計画

親育ち・子育て
みんなで成長するまち 里庄



平成27年3月

里 庄 町

はじめに

里庄町長

大内 恒章



「里庄町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、ご挨拶申し上げます。

近年、わが国においては晩婚化や未婚化などが進み、若い世代の結婚に対する意識に変化がみられるとともに、核家族化の進行や共働き家庭の増加など、子どもたちを取り巻く環境も変化しています。保護者の保育ニーズもこうした社会状況のもと多様化しており、また、子育てに不安や孤立感を感じる方、子どもにどのように接してよいのか悩まれる方も少なくありません。

こうした状況に対処するためには、子どもが健やかに育ち、保護者が喜びや楽しさを感じながら子育てのできる環境を、社会全体で創っていくことが大切です。

本町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年に里庄町次世代育成支援行動計画を策定するとともに、平成 22 年にはこれを引き継ぎ次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、社会全体で子どもと子育て家庭を支援するための取り組みを進めてきました。

このたび、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月より本格的に開始となり、本町では、平成 27 年度から平成 31 年度を期間とする「里庄町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、「親育ち・子育て みんなで成長するまち 里庄」を基本理念のスローガンとし、子どもたちの育ちに対してまず保護者が責任を持つことを前提としながら、本町で暮らす一人ひとりが地域の子どもと子育て家庭を見守っていくまちの実現をめざし、取り組みを進めていきます。この計画の実現に向けて、町民のみなさまをはじめ、関係するみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたってアンケート調査にご協力いただいた町民のみなさま並びに貴重なご意見・ご審議を賜りました「里庄町子ども・子育て会議」委員のみなさまに、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と主旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 策定体制	2
1) 里庄町子ども・子育て会議	2
2) アンケート調査の実施	2
3) パブリックコメントの実施	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計による里庄町の状況	3
1) 里庄町の子育てを取り巻く現況	3
2) 里庄町の子育て支援の状況	7
2 里庄町次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況	10
1) 法定事業の進捗状況	10
2) 町独自の目標指標	11
3 アンケート調査結果の概要	12
1) アンケート調査の実施概要	12
2) アンケート調査からみられた現状と課題	12
第3章 計画の基本理念	21
1 計画の基本理念	21
2 基本目標	22
3 施策体系	23
第4章 施策の展開	24
基本目標1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち	24
1) 母子保健の充実（子どもの出産まで）	25
2) 母子保健の充実（子どもの出産から）	26
3) 児童虐待防止対策の充実	27
4) 乳幼児期からの食育の推進と健康づくりに向けた情報発信	28
基本目標2 里庄に暮らす全ての子どもが心豊かに育つまち	30
1) 乳幼児期における学びの芽生えの促進	31
2) 児童及び生徒の豊かな学びに向けた環境整備	31
3) 障害があるなど配慮の必要な子どもへの施策の充実	32
基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち	34
1) 地域施設・人材を活用した子育て支援	35
2) 保育サービスの充実	35
3) 男女共同参画の推進	36
4) 家庭教育への支援	37

基本目標4 親子が安心して暮らすことのできるまち.....	38
1) 経済的支援の推進.....	39
2) ひとり親家庭への支援の充実.....	39
3) 生活環境の整備.....	40
4) 防犯活動の推進.....	40
第5章 目標事業量と提供体制.....	41
1 教育・保育提供区域の設定.....	41
2 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等.....	42
1) 認定区分について.....	42
2) 量の見込みと確保の方策.....	42
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等.....	44
1) 地域子ども・子育て支援事業とは.....	44
2) 量の見込みと確保の方策.....	44
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項.....	51
1) 認定こども園設置に関する方針.....	51
2) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針.....	51
3) 幼稚園、保育所及び小学校の連携に関する方針.....	51
第6章 推進体制.....	52
1 住民や地域、関係団体との連携.....	52
2 計画の進捗管理・評価.....	52
資料編 里庄町子ども・子育て会議概要.....	53
1 里庄町子ども・子育て会議設置条例.....	53
2 委員名簿.....	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と主旨

近年わが国の子育てを取り巻く現状として、急速な少子化が課題として挙げられています。多くの独身男女が結婚を希望し、希望する子どもの数は2人を超えているにも関わらず、平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生むとされる子どもの数）は1.41に止まっており、人口維持に必要な2.07を下回っています。こうした少子化の背景には、家族関係社会支出の対GDP比が他国と比較して低いことからわかるように子ども・子育て支援への支出が質・量ともに不足していること、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てへの孤立感や不安・負担感が高まっていることが考えられます。

国の少子化対策としては、平成2年の「エンゼルプラン」に始まり、平成15年には次世代を担う子どもを社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村に次世代育成支援のための取り組みに関する行動策定が義務づけられました。さらに平成22年には、子ども・子育てを取り巻く社会情勢を反映し新たな支援制度を構築するため、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。「子ども・子育てビジョン」では、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）であるという観点から、子どもと子育て家庭を支援する考え方が示されています。

平成24年には「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度のスタートに向け準備が進められています。新制度では、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とし、市町村はサービス需要見込量と提供体制の確保内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付・事業を実施することとなります。

これまで、里庄町次世代育成支援行動計画では「子どもの笑顔とともにみんなが成長していけるまち」を計画の基本理念とし、母子保健事業の推進や地域における子育て支援サービスの充実に取り組んできました。しかし、本町においても、少子化の進行や世帯規模の縮小など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。本計画は、次世代育成支援行動計画での取り組みを踏まえながら、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てをより一層社会全体で支援するため、策定するものです。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は少子化対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「里庄町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「第3次里庄町振興計画」やその他関連計画と整合を図り、策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

4 策定体制

1) 里庄町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、里庄町子ども・子育て会議を設置しました。

委員には、学識経験者をはじめ、子どもの保護者や幼稚園・保育所等事業所の代表者、子ども・子育て支援に係る事業の代表者等に就任していただき、子ども・子育て支援の意義や町としてめざすべき方向性、子育て支援施策等の検討にあたって貴重なご意見をいただきました。

2) アンケート調査の実施

① 里庄町子ども・子育てに関する町民アンケート調査

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、就学前のお子さんや小学生のお子さんをもつ保護者の教育・保育の利用意向や子育て支援に関する課題等を把握するために、平成25年12月に「里庄町子ども・子育てに関する町民アンケート調査」を実施しました。

調査の概要については、第2章3「アンケート調査結果の概要」にて後述します。

② 幼稚園・保育所利用意向調査

平成27年度に幼稚園と保育所の利用対象となる保護者を対象に、平成27年度以降の教育・保育施設の利用希望を把握するため、平成26年5月に「幼稚園・保育所利用意向調査」を実施しました。

3) パブリックコメントの実施

町民の意見を幅広く聴取し計画に反映させるため、平成27年1月にホームページ等で計画案を公表しパブリックコメントを実施しました。

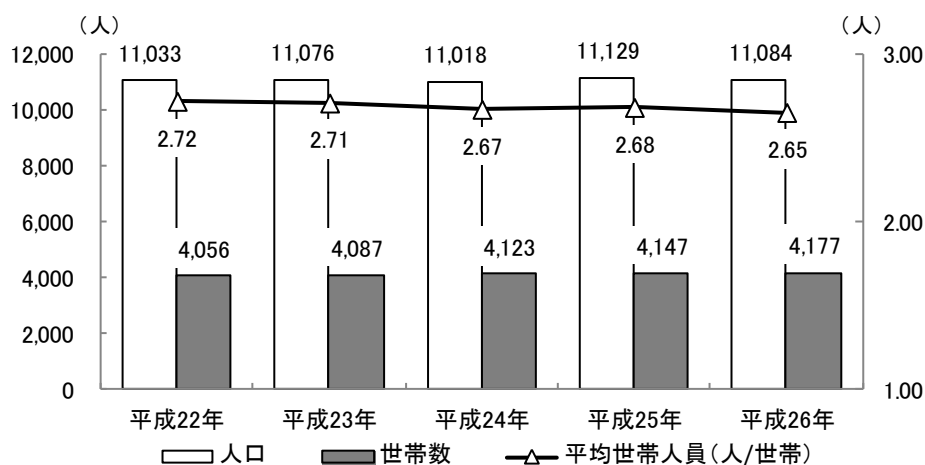
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による里庄町の状況

1) 里庄町の子育てを取り巻く現況

① 総人口と世帯

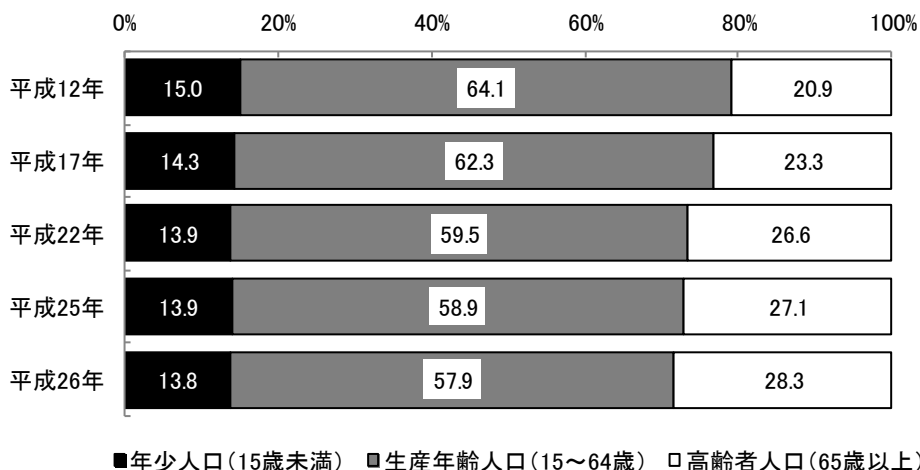
総人口は、過去5年間は1万1,000人台前半を推移しており、平成26年では11,084人となっています。世帯数は平成26年では、4,177世帯となっており、次世代育成支援行動計画（後期計画）策定時の平成22年と比べて若干増加しています。1世帯当たりの平均人員は減少しており、小家族化の傾向がみられます。



資料：住民基本台帳（平成25年以降は外国人を含む）

② 年齢3区分別人口の比率

年齢3区分別人口の比率をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあります。各人口について平成12年と平成26年を比べると、年少人口は1.2ポイント減少、高齢者人口は7.4ポイント増加しています。



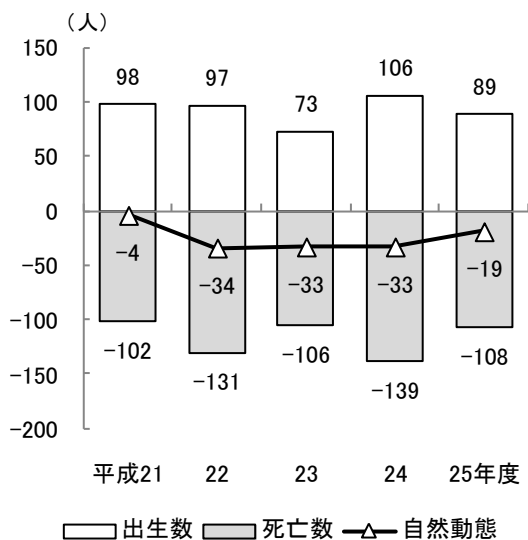
資料：住民基本台帳（平成25年以降は外国人を含む）

③ 人口動態（自然動態と社会動態）

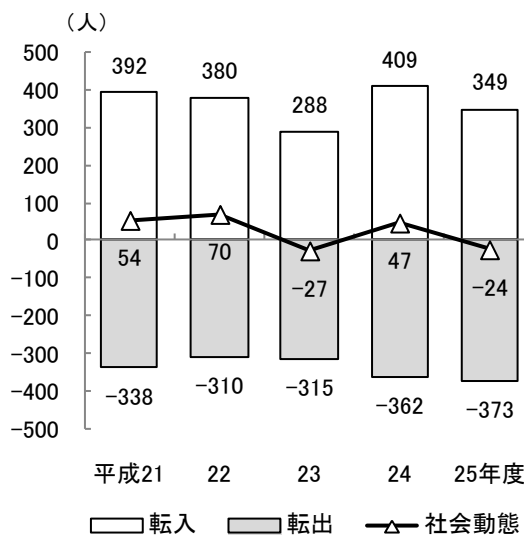
自然動態をみると、平成21年度から平成25年度の間では、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向となっています。

社会動態をみると、各年度で転入・転出数に増減がみられ、平成25年度では転出者が転入者を24人上回っています。

■自然動態



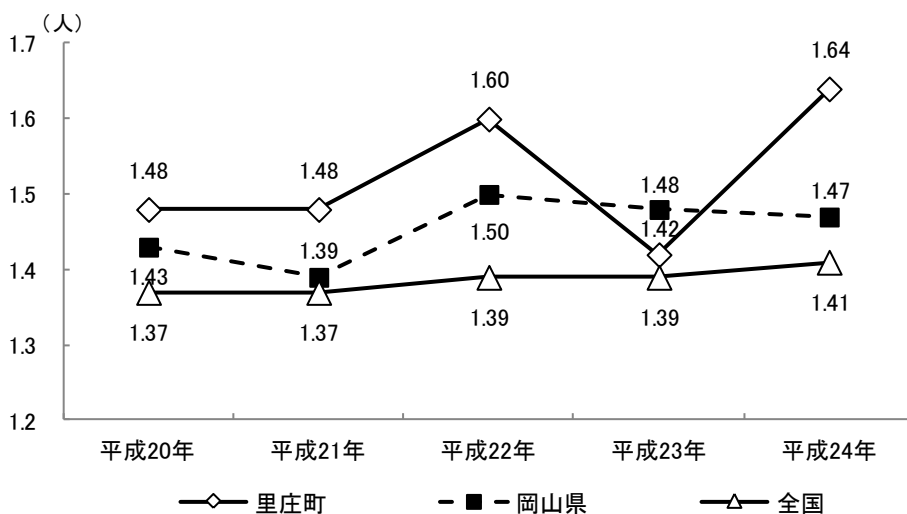
■社会動態



資料：住民基本台帳

④ 合計特殊出生率

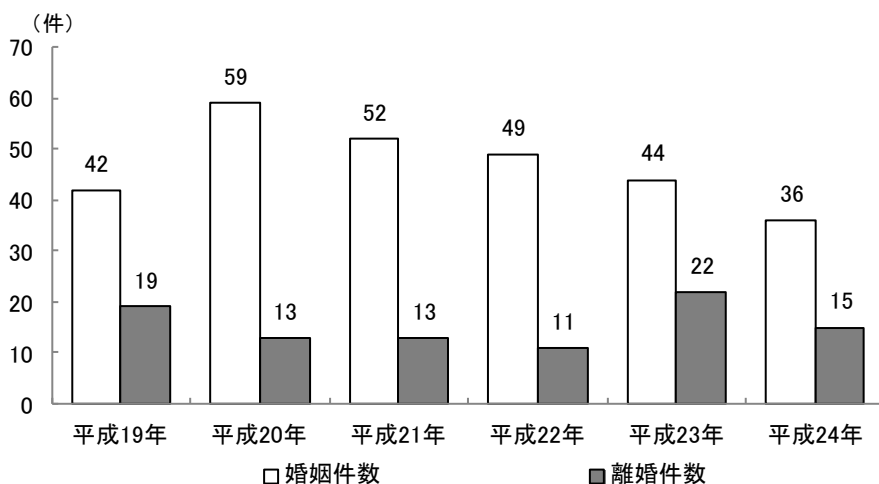
合計特殊出生率の推移をみると、平成20年から平成24年の間では、岡山県、全国を平成23年を除いて上回り、上昇傾向にあります。岡山県、全国を平成23年を除いて上回り、上昇傾向にあります。人口を維持するのに必要とされる2.07を下回っています。



資料：岡山県衛生統計年報

⑤ 婚姻件数と離婚件数

婚姻件数の推移をみると、平成20年の59件をピークに減少しており、平成24年では36件となっています。

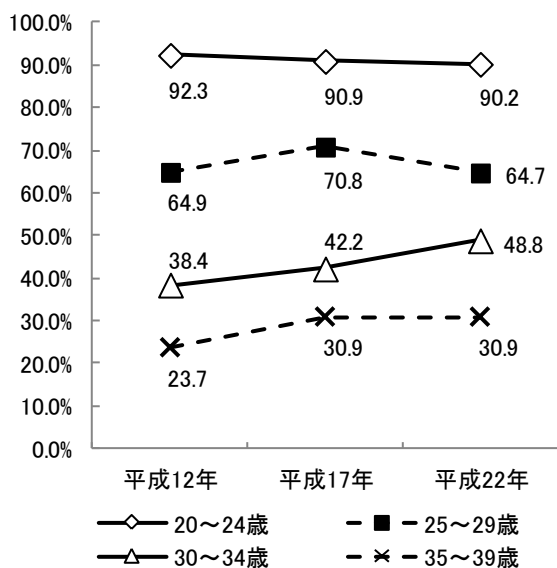


資料：岡山県衛生統計年報

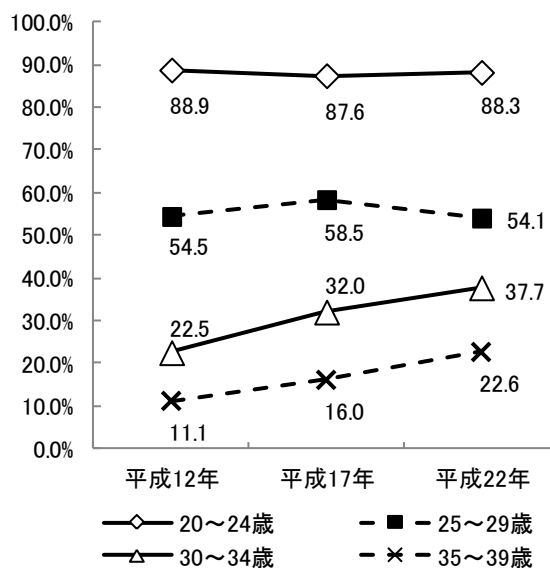
⑥ 男女別未婚率

男性の未婚率をみると、平成22年では平成17年と比べて特に30～34歳の未婚率が増加しています。女性では30～34歳、35～39歳の未婚率が増加しており、平成12年と比べると30～34歳では15.2ポイント、35～39歳では11.5ポイント高くなっています。

■男性



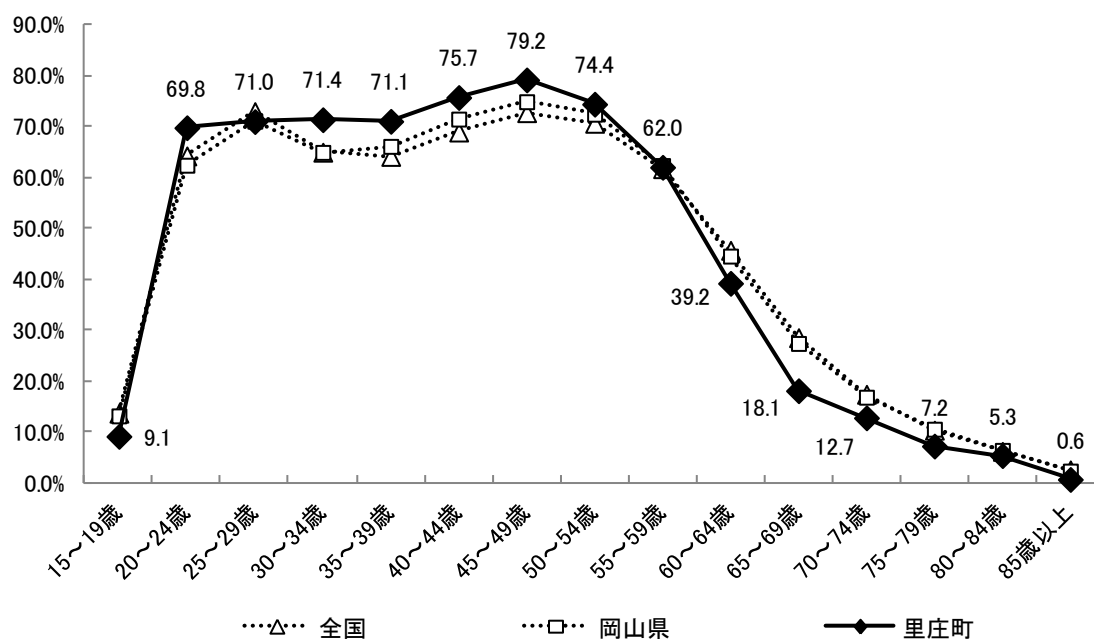
■女性



資料：国勢調査

⑦ 女性の就業率

女性の就業率をみると、平成22年では20歳代後半から30歳代前半にかけて、いわゆる「M字カーブ」(出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す就業率のグラフ)を描くことなくほぼ横ばいで推移しています。平成17年と比べると20～24歳、30～34歳の就業率が上昇しています。平成22年の数値を岡山県や全国と比較すると、20歳代前半から50歳代前半で概ね高い就業率となっていますが、60歳代以降は低くなる傾向がみられます。



基準年	里庄町		岡山県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
15～19 歳	12.2	9.1	13.1	13.7
20～24 歳	59.8	69.8	62.4	64.3
25～29 歳	70.3	71.0	71.1	73.0
30～34 歳	63.7	71.4	65.0	65.0
35～39 歳	74.8	71.1	66.1	64.2
40～44 歳	73.0	75.7	71.5	69.0
45～49 歳	73.8	79.2	74.9	72.8
50～54 歳	66.9	74.4	72.5	70.7
55～59 歳	57.1	62.0	62.4	61.8
60～64 歳	31.6	39.2	44.6	45.7
65～69 歳	23.4	18.1	27.4	28.5
70～74 歳	9.9	12.7	16.8	17.4
75～79 歳	6.0	7.2	10.5	10.3
80～84 歳	2.8	5.3	6.3	6.2
85 歳以上	1.4	0.6	2.3	2.5

資料: 国勢調査

2) 里庄町の子育て支援の状況

① 保育所

保育所は私立保育所が2か所となっており、合計定員は平成25年4月1日現在で270人となっています。定員数に占める入所児童数をみると、入所児童数は定員を上回っており、各年110%前後の充足率となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所数	2	2	2	2
うち公立	0	0	0	0
定員数	270	270	270	270
入所児童数	287	298	292	291
定員数に占める入所児童数(%)	106.3%	110.4%	108.1%	107.8%
0歳児	16	18	13	17
1歳児	38	50	55	46
2歳児	63	50	68	67
3歳児	85	82	65	84
4、5歳児	85	98	91	77

資料:町調べ

② 幼稚園

幼稚園は、2か所設置されており、入所児童数は平成25年5月1日現在で101人となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園数	2	2	2	2
うち公立	2	2	2	2
入園児童数	91	97	98	101
5歳児	91	97	98	101

資料:学校基本調査

③ 放課後児童クラブ

町内対象児童数に占める実利用児童数の割合は、各年度で増減はありますが、平成25年度では39.7%と過去4年間で最も高くなっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実利用児童数(人)	94	108	93	123
実施か所数(か所)	3	3	3	3
1～3年生全体の児童数に占める割合(%)	31.5%	36.0%	30.4%	39.7%
1～3年生の実利用児童数	94	108	93	123
1～3年生全体の児童数	298	300	306	310

資料:町調べ(実利用児童数は各年度4月1日現在)

④ 妊婦健診など母子保健

乳幼児健診等の状況については以下のとおりです。里庄町では、乳児健康診査、1歳児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査を実施しており、平成25年度の受診率は9割台半ばとなっています。

区分	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母子保健手帳交付数	交付数(人)	94	81	84	92
妊婦一般健康診査	受診延べ人数(人)	1,041	880	1,127	971
乳児健康診査	対象者(人)	90	83	91	95
	受診者(人)	85	83	83	92
	受診率(%)	94.4%	100.0%	91.2%	96.8%
1歳児健康診査	対象者(人)	98	93	82	93
	受診者(人)	96	91	74	87
	受診率(%)	98.0%	97.8%	90.2%	93.5%
1歳6カ月児健康診査	対象者(人)	92	99	93	103
	受診者(人)	89	99	87	97
	受診率(%)	96.7%	100.0%	93.5%	94.2%
3歳児健康診査	対象者(人)	94	87	105	112
	受診者(人)	89	84	92	107
	受診率(%)	94.7%	96.6%	87.6%	95.5%

資料:町調べ

⑤ 訪問指導の状況

妊産婦、新生児及び乳幼児で支援が必要な人や乳児とその母に対し、保健師が家庭を訪問し育児不安の解消につながるよう、保健指導を行っています。要フォロー児数が過去3年間をみると増加しています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ハイリスク妊婦訪問数	1	2	1
訪問希望のある妊婦訪問数	7	10	3
第1子妊娠妊婦訪問数	8	10	3
新生児訪問数	11	21	1
乳児訪問数	91	87	101
未熟児訪問数	6	3	1
要フォロー児数	35	41	52

資料:町調べ

2 里庄町次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況

1) 法定事業の進捗状況

事業名	目標単位	平成20年度実績	平成26年度実績	後期計画策定時の目標事業量	進捗評価※1
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型)	か所数	0か所	1か所	1か所	A
認可保育所	か所数	2か所	2か所	2か所	A
	定員数 (3歳未満)	102人	—	130人	E
	定員数 (3歳以上)	160人	—	160人	E
延長保育	か所数	2か所	2か所	2か所	A
預かり保育	か所数	2か所	2か所	2か所	A
放課後児童クラブ	か所数	3か所	3か所	3か所	A
	定員数	67人	100人	98人	A

※1: Aは目標達成、Bは平成21年度より改善、Cは平成21年度を維持、Dは平成21年度から悪化、Eは評価不能を示す。



2) 町独自の目標指標

事業名	対象	平成21年調査	平成25年調査	後期計画策定時の目標値	評価※1
子どもが朝食を食べないことがあると回答した保護者の割合	就学前	11.9%	15.1%	減らす	D
	小学生	11.2%	10.5%	減らす	A
家族が子どもの前でたばこを吸わないようにしていると回答した保護者の割合	小学生	27.6%	28.9%	増やす	A
むし歯有病者率※2	1歳6か月児	4.9%	4.1%	減らす	A
	2歳児	3.9%	2.9%	減らす	A
	2歳半児	3.2%	2.7%	減らす	A
	3歳児	20.5%	19.6%	減らす	A
平日、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると回答した保護者の割合※3	就学前	60.2%	46.1%	増やす	E
	小学生	51.2%	38.4%	増やす	E
普段、お子さんをしっかり抱っこしてあげていると回答した保護者の割合	就学前	78.7%	81.4%	増やす	A
周囲に支えられて子育てをしていると感じている保護者の割合	就学前	73.2%	69.8%	増やす	D
	小学生	74.2%	68.0%	増やす	D
地域の人から「子どもが大きくなったね」などと、声をかけられることがある保護者の割合	就学前	90.7%	88.4%	増やす	D
	小学生	94.0%	84.6%	増やす	D
イライラして子どもにあたったり、感情的に叱ってしまったりと回答した保護者の割合	就学前	76.0%	82.9%	減らす	D
	小学生	90.3%	83.4%	減らす	A

※1：Aは目標達成、Bは平成21年度より改善、Cは平成21年度を維持、Dは平成21年度から悪化、Eは評価不能を示す。

※2：乳幼児健診結果より。

※3：平成21年調査と平成25年調査では、設問の仕方が異なるため単純な比較はできない。以下就学前児童保護者調査の該当設問を抜粋。

<平成21年調査>平日、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がありますか。

1. 十分ある	2. まあまあある
3. あまりない	4. 全くない

<平成25年調査>平日、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間を持てていると思いますか。

1. 持てていると思う	2. あまり持てていないと思う
-------------	-----------------

3 アンケート調査結果の概要

1) アンケート調査の実施概要

町民の子育てを取り巻く状況や子育て支援サービス等への意向を把握し、計画策定への基礎資料とするため、以下のとおり「里庄町子ども・子育てに関する町民アンケート調査」を実施しました。

	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
調査地域	里庄町全域	
調査期間	平成25年12月17日～平成26年1月8日	
調査対象	町内在住で就学前児童（0～5歳）のいる世帯	町内在住で小学生のいる世帯
調査方法	・郵送による配布・回収 ・保育所を通じて配布・回収	小学校を通じて配布・回収
調査数	462名	465名
調査票回収数	258票	409票
回収率	55.8%	88.0%

2) アンケート調査からみられた現状と課題

グラフの見方

SA：単数回答（選択肢からあてはまるもの1つを選択）の設問

MA：複数回答（選択肢からあてはまるもの全てを選択）の設問

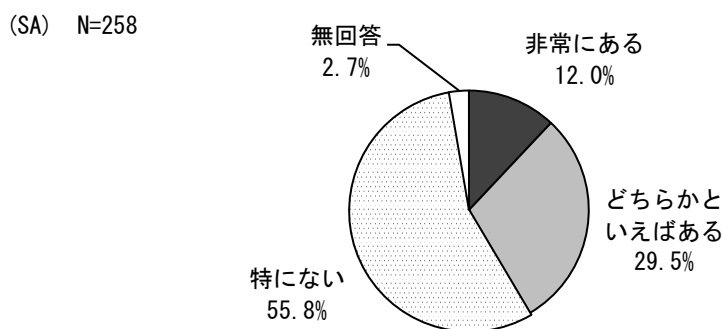
N：集計対象者の総数

① 母子の健康について

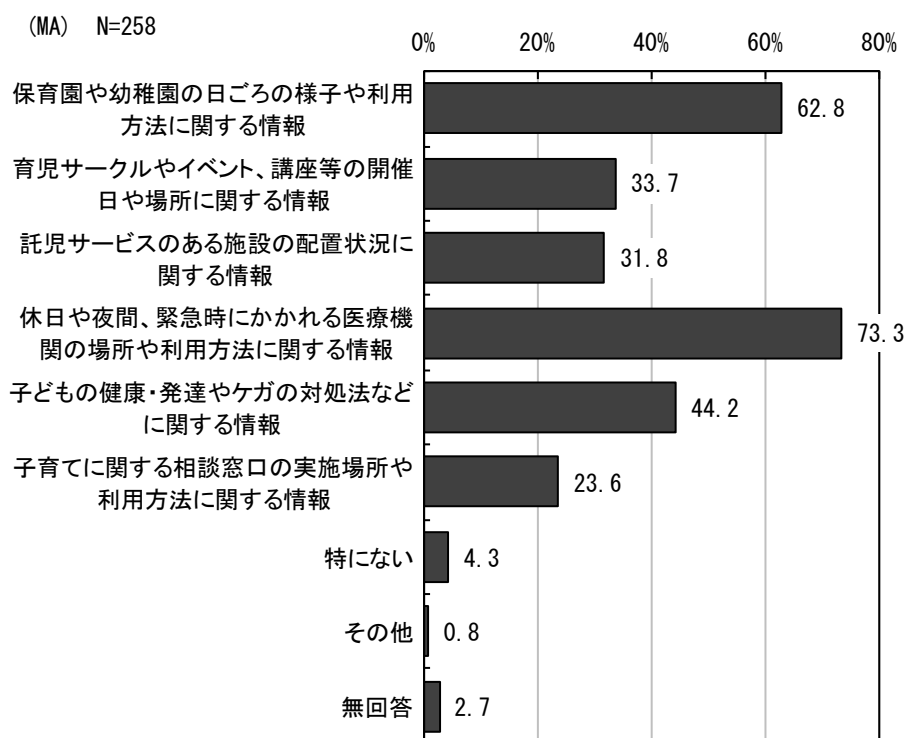
就学前児童保護者に対して、子どもの病気や発育、発達に関することで悩みがあるかを聞いたところ、「非常にある」「どちらかといえばある」の合計が41.5%となっています【グラフ①-1】。同じく就学前児童保護者に対して、子育てに関してどのような情報が必要かを聞いたところ、「休日や夜間、緊急時にかかれる医療機関の場所や利用方法に関する情報」が73.3%、「子どもの健康・発達やケガの対処法などに関する情報」が44.2%となっています【グラフ①-2】。

子どもの病気や発育、発達に関する不安や悩みに対して、乳児全戸訪問事業や乳幼児健診等の機会を活用した適切な相談対応や情報提供、必要な支援に結びつけるための関係機関の連携など、母子の健康推進に向けた取り組みが求められます。

■【グラフ①-1】子どもの病気や発育、発達に関することで悩みがありますか
(就学前児童保護者調査)



■【グラフ①-2】子育てに関してどのような情報が必要ですか(就学前児童保護者調査)

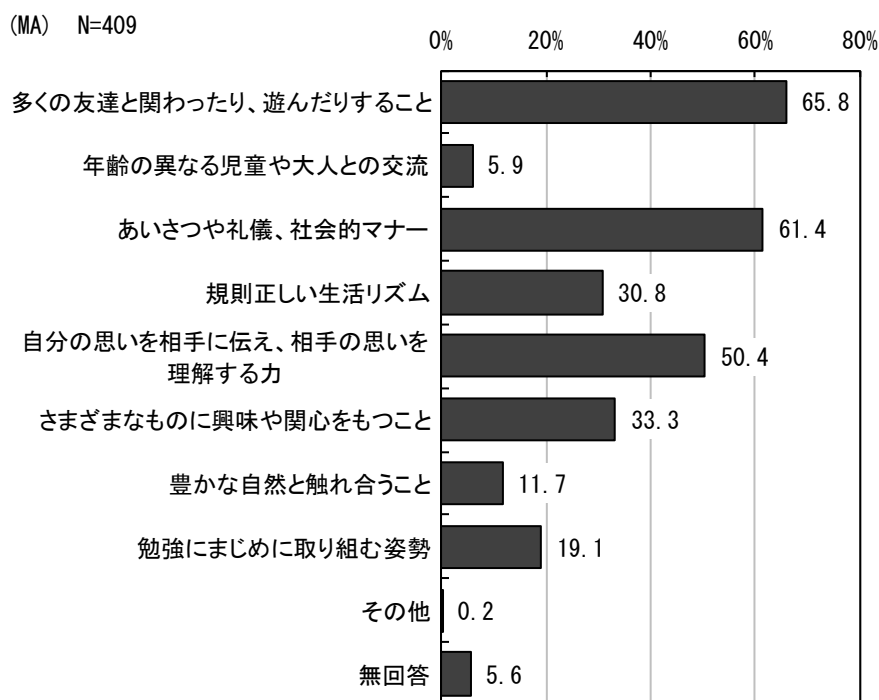


② 子どもの学びや教育について

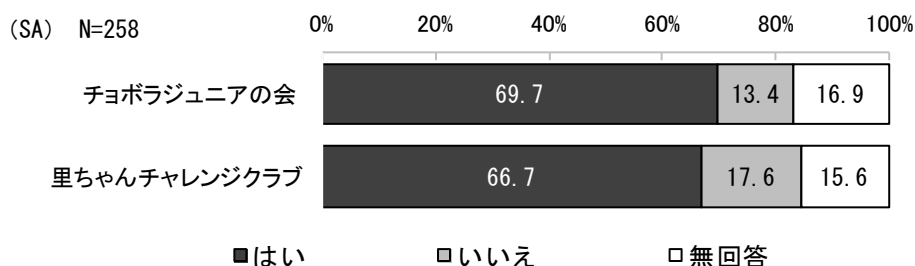
小学生保護者に対して、小学生の間に子どもに経験させたいこと、学んでほしいことは何かを聞いたところ、「多くの友達と関わったり、遊んだりすること」が65.8%で最も高く、「あいさつや礼儀、社会的マナー」が61.4%が続いています【グラフ②-1】。友達など他者との関わりを経験するとともに、あいさつや礼儀といった社会性を身につけてほしいという意見が多くなっています。

また同じく小学生保護者に対して、今後利用したい事業を聞いたところ、“チョボラジュニアの会”が69.7%、“里ちゃんチャレンジクラブ”で66.7%が「はい（今後利用したい）」と回答しており【グラフ②-2】、豊かな人間性を育むことのできる多様な体験活動の場が求められています。

■【グラフ②-1】小学生の間に子どもに経験させたいこと、学んでほしいことは何ですか
(小学生保護者調査)



■【グラフ②-2】下記の事業を今後利用したい・参加させたいですか(小学生保護者調査)

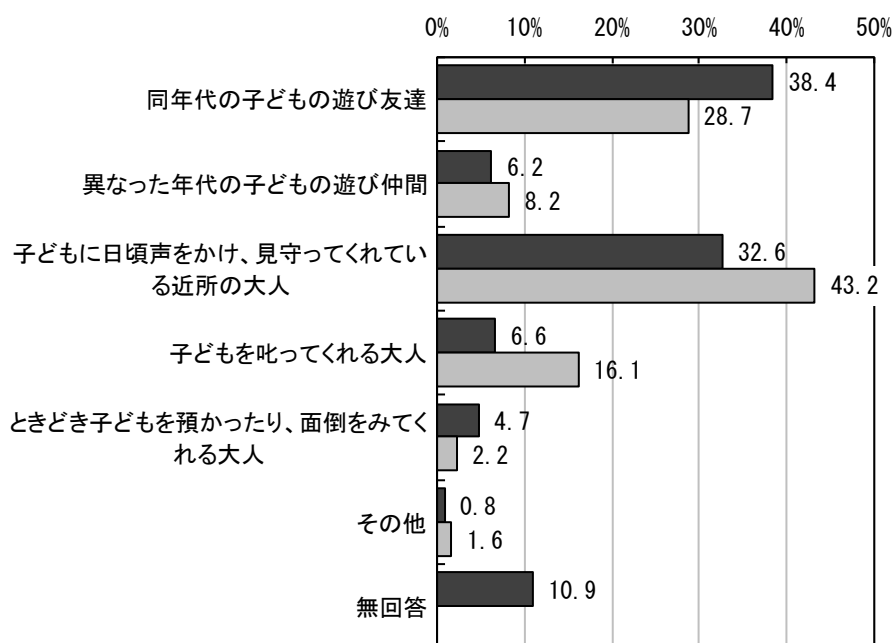


③ 地域における子どもや保護者への関わりについて

子どもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるものを聞いたところ、就学前児童保護者では「同年代の子どもの遊び友達」が最も高く38.4%、小学生保護者では「子どもに日頃声をかけ、見守ってくれている近所の大人」が最も高く43.2%となっています【グラフ③-1】。また、就学前児童保護者に対して、基本的な学力等子どもたちに育てていく役目を担うのは誰だと思うかを聞いたところ、「地域」の割合が高かったものとして“伝統や文化の伝承”の88.0%に次いで“コミュニケーション能力”が55.8%、“社会的ルールや礼儀作法”が54.7%となっています【グラフ③-2】。同世代の子ども同士で遊べる環境や見守り、コミュニケーション能力や社会的ルール・礼儀作法を育むことなど、子どもの育ちに対して地域に求められることが多様化していることがみてとれます。

同じく就学前児童保護者に対して、周囲の人（近隣、友人等）に支えてもらって子育てをしているという実感があるかを聞いたところ、「大いにある」が32.6%、「まあまあある」が37.2%である一方で、「ほとんどない」が17.1%となっており【グラフ③-3】、保護者に対する周囲の支援も引き続き求められます。

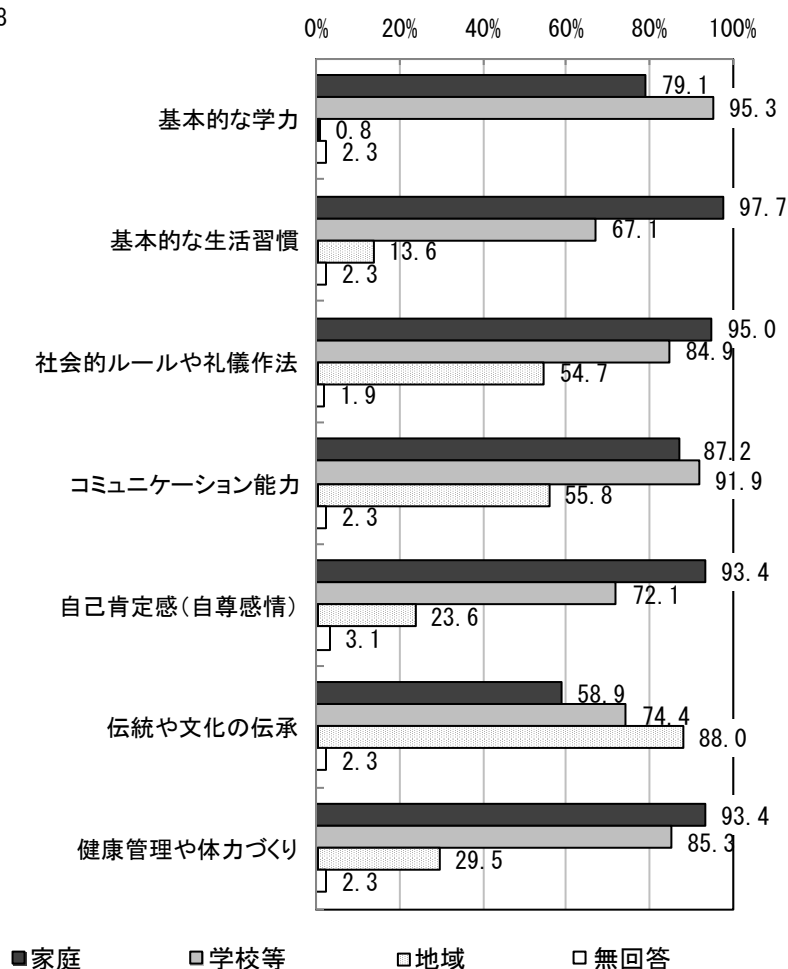
■【グラフ③-1】子どもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるものは何ですか



■就学前児童保護者 N=258 □小学生保護者 N=409

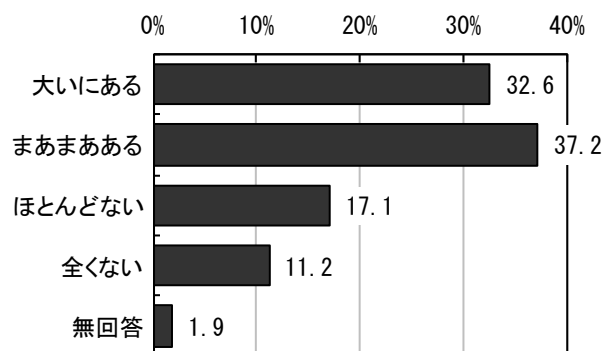
■【グラフ③-2】基本的な学力等子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか
(就学前児童保護者調査)

(SA) N=258



■【グラフ③-3】周囲の人(近隣、友人等)に支えてもらって子育てをしているという実感がありますか(就学前児童保護者調査)

(SA) N=258

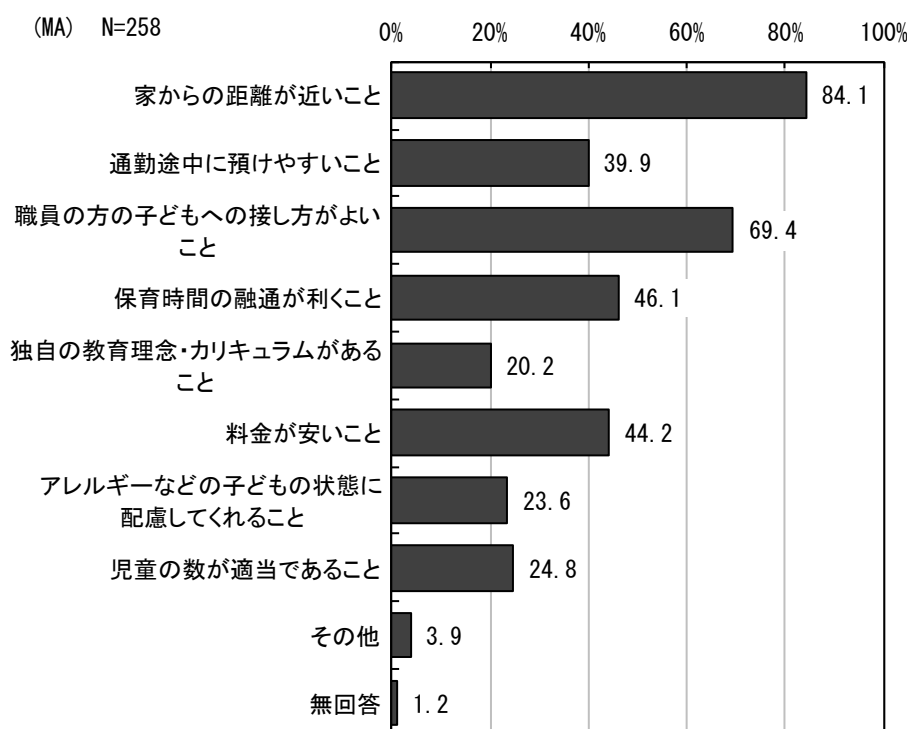


④ 幼児期の教育・保育や子育て支援サービスについて

就学前児童保護者に対して、幼稚園や保育所等を選ぶ際に優先したいことを聞いたところ、「家からの距離が近いこと」が84.1%で最も高く、次いで「職員の方の子どもへの接し方がよいこと」が69.4%、「保育時間の融通が利くこと」が46.1%で続いています【グラフ④-1】。アクセスの利便性に加えて職員の資質や利用者のニーズに応じた保育時間など、“教育・保育の質”も求められています。

また同じく就学前児童保護者に対して、子どもが病気等の際の希望を聞いたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が36.3%となっています【グラフ④-2】。不定期に子どもを預かってくれる事業の利用希望では、「利用したい」が35.7%となっており【グラフ④-3】、病児・病後児保育事業や一時預かり事業といった、就労など保護者のさまざまな状況に応じた多様な保育サービスが必要とされていることがうかがえます。

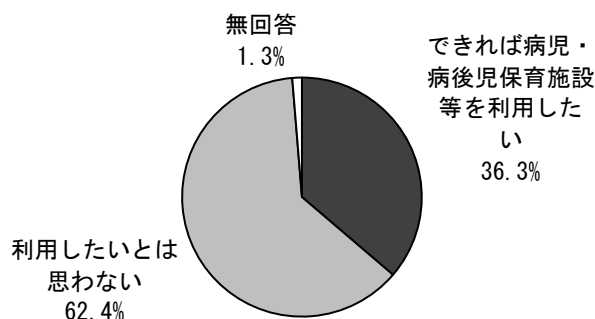
■【グラフ④-1】幼稚園や保育所等を選ぶ際に優先したいことは何ですか
(就学前児童保護者調査)



■【グラフ④-2】子どもが病気等の際に父母が休んだことのある方

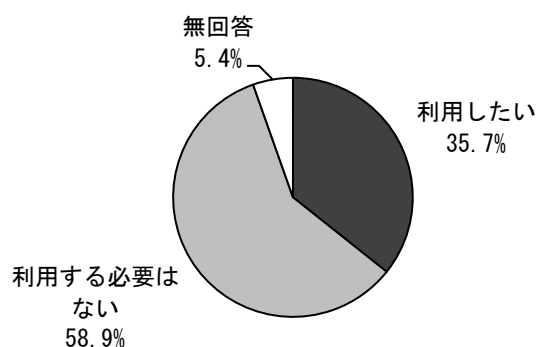
その際、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思いましたが
(就学前児童保護者調査)

(SA) N=80



■【グラフ④-3】私用、親の通院、不規則の就労等の目的で、不定期に子どもを預かってくれる事業を利用する必要があると思いますか(就学前児童保護者調査)

(SA) N=258



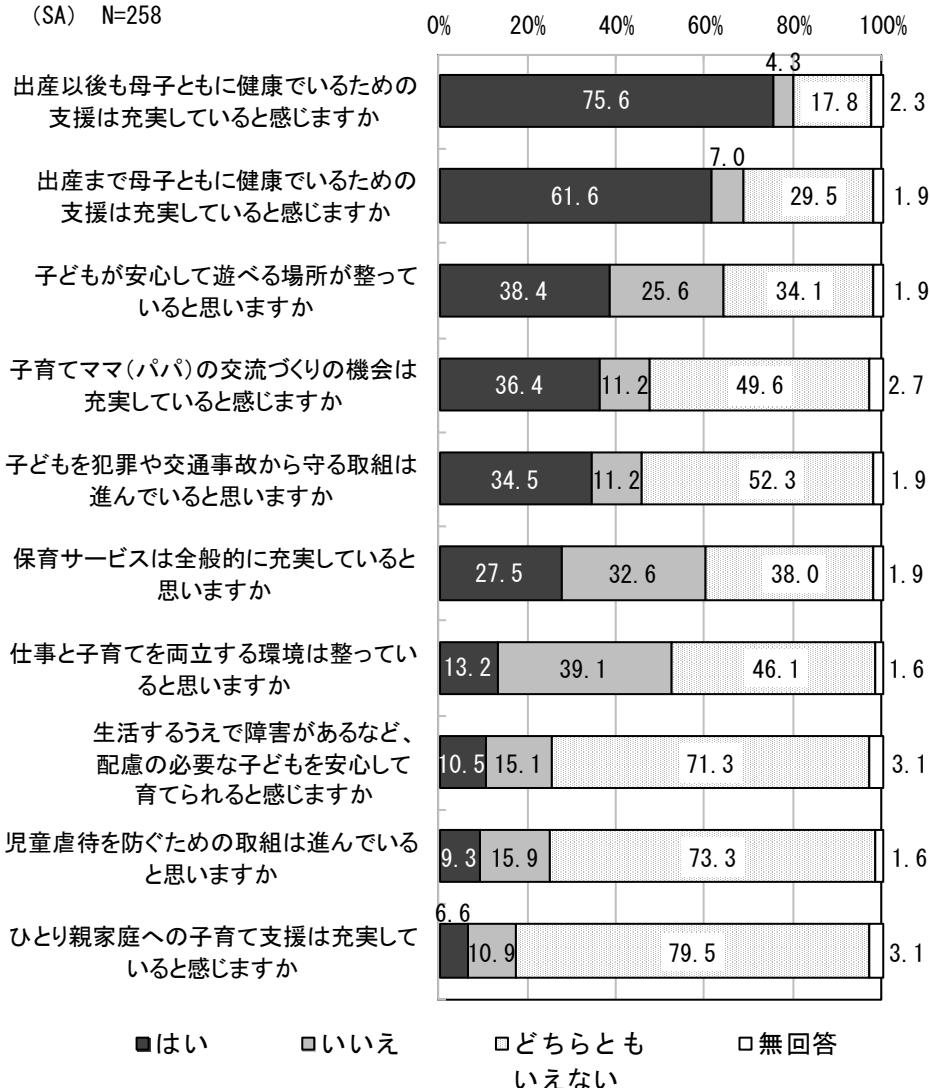
⑤ 子育てと仕事との両立について

就学前児童保護者に対して、分野ごとの評価を聞いたところ、“仕事と子育てを両立する環境は整っていると思いますか”では、「はい」の13.2%に対して「いいえ」の39.1%が上回っています【グラフ⑤-1】。また、育児休業から復帰後に短時間勤務制度を利用したかを母親について聞いたところ、「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が47.5%となっており【グラフ⑤-2】、職場の理解促進など、子育てと仕事を両立できる環境の整備が求められます。

■【グラフ⑤-1】里庄町における次の分野についてどのように感じていますか

(就学前児童保護者調査)

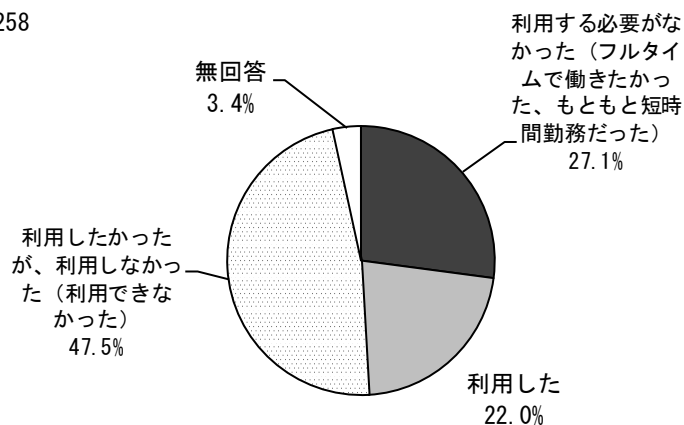
(SA) N=258



■【グラフ⑤-2】育児休業から、職場に復帰した方

育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか(就学前児童保護者調査)

(SA) N=258



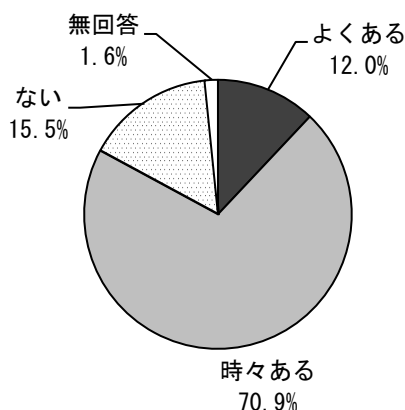
⑥ 児童虐待や、障害があるなど配慮が必要な子どもとその家族への支援について

就学前児童保護者に対して、イライラして子どもにあたり、感情的に叱ってしまったりすることがあるかを聞いたところ、「よくある」が12.0%、「時々ある」が70.9%となっています【グラフ⑥-1】。また、今までの子育てのなかで、お尻、背中、頭など、体をひどく叩いた経験があるかについては、「はい」が25.6%と4人に1人が経験があると回答しています【グラフ⑥-2】。保護者への子どもの接し方に対する啓発やゆとりをもって子育てのできる周囲の支えが求められます。

同じく就学前児童保護者に対して、分野ごとの評価を聞いたところ、“生活するうえで障害があるなど、配慮が必要な子どもを安心して育てられると感じますか”や“児童虐待を防ぐための取組は進んでいると思いますか”、また“ひとり親家庭への子育て支援は充実していると感じますか”では、「どちらともいえない」が7割以上となっており【グラフ⑤-1】、児童虐待防止に向けた取り組みや配慮が必要な子どもやその家族、ひとり親家庭などに対する支援に関して、社会の理解促進や支援制度の周知が求められます。

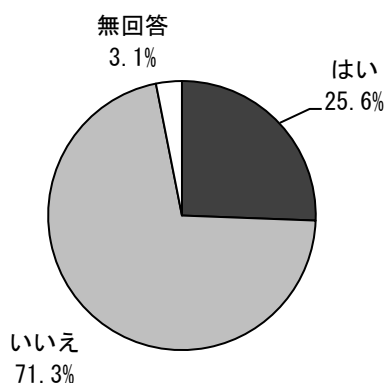
■【グラフ⑥-1】イライラして子どもにあたり、感情的に叱ってしまったりすることがありますか(就学前児童保護者調査)

(SA) N=258



■【グラフ⑥-2】今までの子育てのなかで、お尻、背中、頭など、体をひどく叩いた経験がありましたか(就学前児童保護者調査)

(SA) N=258



第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

里庄町子ども・子育て支援事業計画がめざす子どもの育ち・子育て・子育て支援のあるべき姿として、以下の基本理念を定めます。

スローガン: **親育ち・子育ち みんなで成長するまち 里庄**

里庄町の子どもたちには、どんなふうに育ってほしいでしょうか。これから大人へと成長していく過程で身につけてほしいことは多々ありますが、他者に対してしっかりと挨拶ができること、そして他者を思いやると同時に自分の意思をしっかりと伝えられることを基本として学んでほしいと考えます。

こうした子どもたちの育ちに対して、何よりもまずは父母その他の保護者（以下「親」）が責任を持つことが必要です。子どもは、「親」の背中を見て手本とし、成長していくからです。

しかし、経済の停滞等による両親の働き方の多様化や核家族化、地域のつながりの希薄化といった社会状況の変化により、「親」自身に精神的・時間的なゆとりが損なわれ、子育ての仕方や「親としての役割」を学び、伝承される機会が減っていることが見受けられます。

こうした状況のなかで大切なことは、里庄町で暮らす一人ひとりの大人が子育てに関わり、「親」としての役割を果たし、地域の子どもと子育て家庭を見守っていくことだと考えます。そんなまちづくりをめざして、里庄町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を「親育ち・子育ち みんなで成長するまち 里庄」と定めます。

2 基本目標

基本理念に基づき、計画の基本目標を以下の4つに定めます。

基本目標1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち

母子保健に関する事業や児童虐待防止に向けた取り組み、食育の推進等を通じて、子どもと親が心身ともに健やかに成長することができるまちをめざします。

基本目標2 里庄に暮らす全ての子どもが心豊かに育つまち

乳幼児期や小・中学校の時期において、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた教育や、多様な学びの場が提供されるよう環境づくりを進め、子どもが心豊かに育つまちをめざします。

基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち

子育て支援に関する地域の団体等との連携や保育サービスの充実、男女共同参画の推進や家庭の教育力向上への支援など、地域で子育てを支えるまちをめざします。

基本目標4 親子が安心して暮らすことのできるまち

経済的な支援やひとり親家庭への総合的な支援、交通安全や防犯に向けた取り組みを通じて、親子が安心して暮らすことのできるまちをめざします。

3 施策体系

以下の体系に基づき、施策を展開します。



第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの心と体を育み、親によりそうまち

◆基本目標の方向性◆

- ・妊娠から出産、子育てにいたるまで、保護者の不安や悩みによりそい、必要な情報提供を行うとともに、母子保健事業の充実を図ります。
- ・養育支援の必要な家庭や「育てにくさを感じる親」を早期に把握し、継続的な支援を実施するとともに、虐待の早期発見・早期対応に向けて関係機関の連携を強化します。
- ・食事が子どもたちの心身の発達に果たす役割について理解を広げ、食育の実践に結びつけていきます。

◆現状と課題◆

- ・子どもの健やかな心と体を育み、母親の健康を保障するためには、妊娠から出産、子育てにいたる切れ目のない支援が求められています。
- ・アンケート調査では、子どもの病気や発育、発達に関することで悩みのある保護者が約4割となっており（「アンケート調査結果の概要」参照）、保護者の育児不安への相談対応や必要な情報提供が求められています。
- ・産前の妊婦健康診査や医療機関による出産ケア、新生児訪問や乳児全戸訪問事業等を通じて、庁内の関係部局や民間の事業所、地域が連携しながら保護者によりそうことが必要です。
- ・国では、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンである「健やか親子21（第2次）」が平成27年度からスタートします。そこでは、「育てにくさを感じる親によりそう支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」が重点課題として設定されています。養育支援の必要な家庭を早期に把握し、虐待防止の観点からも妊娠早期からの支援が重要となります。
- ・子どもの心身の健康にとって、食事は重要な役割を果たします。「朝食を摂ること」や「家族と一緒に食事をする」を子どもたちから実践しその大切さを理解できるよう、家庭や教育・保育施設、子育て支援センターなど多様な主体による食育の推進が求められます。
- ・アンケート調査によると、お子さんが朝食を食べないことがあるかについて、就学前児童保護者では「ある」が15.1%、小学生保護者でも10.5%となっており、改善に向けた働きかけが必要です。

◆取組内容◆

1) 母子保健の充実（子どもの出産まで）

- 結婚支援 (担当課：企画商工課)

カップリングパーティーを単町及び井笠3市2町で企画・運営し、男女の出会いの場を提供します。また、社会福祉協議会による結婚相談支援センターで、相談員による結婚相談、結婚支援を引き続き行います。

- 不妊治療支援 (担当課：健康福祉課)

岡山県指定医療機関において不妊症で治療中の夫婦に対し、岡山県不妊治療助成事業助成制度に加えて、町独自で治療費の一部を助成します（1/2補助 上限20万円）。今後もより安心・安全な妊娠・出産のため、適切な支援を推進します。

- 母子健康手帳の交付 (担当課：健康福祉課)

妊娠早期から、妊娠、出産、育児についての自覚を持ち、この時期に必要な情報を得て安心して子どもの出生を迎えることができるよう、妊娠届をできるだけ早期に行うよう啓発を図ります。届出時には、妊娠、出産に悩んでいる方への相談援助を行い、アンケート調査や保健師による面接を通じて、ハイリスク妊婦の早期発見に努めます。また、妊娠届を提出された妊婦に対して母子健康手帳と母子保健ガイドを交付するとともに助成券等について説明し、母子の健康を守るための支援を行います。

- 妊婦健康診査の充実 (担当課：健康福祉課)

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査を受ける際の経済的な負担軽減を図る助成券を配布し、公費助成を行います。里帰り出産等で県外の医療機関を受診した方については、償還払いで対応しています。妊婦健康診査でハイリスク妊婦の情報を得た場合は、適切な支援に結びつけるとともに、妊婦健康診査を受診しないまま出産を迎えたり、届出が遅くならないよう、妊娠届の早期提出を啓発します。

- 妊産婦保健指導 (担当課：健康福祉課)

妊娠、出産、子育てに関する必要な保健指導を、単に保健衛生面の指導だけではなく、その家庭環境や生活環境からみて、妊産婦の健康の保持、増進に関する日常生活全般にわたる指導、助言を妊産婦とその家族に対して家庭訪問により行います。また、ハイリスク妊産婦を早期に把握し、妊娠中毒症や若年、高齢妊産婦、シングルマザーや外国人などが安心して出産、子育てができるよう、支援を行います。

2) 母子保健の充実（子どもの出産から）

● 乳児全戸訪問事業 （担当課：健康福祉課）

新生児期は、親子の愛着形成が重要な時期であり、この時期の親子の関わりがその後の子どもの成長発達に大きな影響を及ぼすと言われています。保健師が家庭を訪問して子育ての問題点を早期に把握し、子育ての不安だけでなく、その他の問題も含めて不安や悩みを聞き、子育て支援に必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけるために、新生児全戸訪問指導を実施します。

● 相談事業 （担当課：健康福祉課）

子育てについて気軽に相談でき、発育や発達についての不安を解消するために、保健師による保育相談を行います。乳幼児健診や保育相談、子育て悩み事相談の機会を活用し、不安の解消や発達障害等の早期対応を行い、のびのび子育て教室や療育へと支援をつなげていきます。また、9カ月児には個別に案内を送付し、発達チェックやグループワークを行います。平成26年度より、保育士が発達障害等の対応方法を学ぶ目的で保育所支援を開始しており、今後も外部より指導員を招き、保育士の資質向上を図ります。

● 乳幼児健康診査 （担当課：健康福祉課）

3～5カ月、1歳、1歳6カ月、3歳の時期に乳幼児健診を実施します。愛育委員会の協力による身体計測、問診、小児科医師による診察、歯科医師による歯科健診、指導を行うほか、離乳食や食事について、栄養士による相談、試食を行います。発育や発達の状況を的確に把握し、発達障害や虐待などについて早期発見、早期支援を図るため、職員の研修や手引きを通じて理解を深め、健診制度と保健指導の向上を図ります。また、引き続きフォローが必要な場合には、精密検査や集団教室、専門機関への適切な対応を行います。健診の未受診者には、再勧奨を行うなど適切な支援を行います。

● 子育て教室の開催 （担当課：健康福祉課）

3カ月から1歳6カ月までの親子を対象に、かるがも教室を行います。離乳食や子育て、応急手当についての知識の普及に加え、親同士が交流する機会を設けることで仲間づくりの場を提供します。

● 歯科保健対策 （担当課：健康福祉課）

本町では、小児歯科医の協力により、歯科保健管理システムを確立しています。乳児、1歳、1歳6カ月、2歳、2歳6カ月、3歳、4歳、幼稚園、小学校、中学校を対象に歯科健診やカリオスタット検査、歯科保健指導を行います。幼稚園や小学校、中学校では、クラスごとに歯科指導を行うとともに、乳幼児歯科健診時にはフッ素塗布も行い、むし歯予防に努めます。また、歯科のみでなく正しい食生活を身につけるため、食生活全体を含めた指導を推進します。

● 予防接種 (担当課：健康福祉課)

適切な時期に接種が受けられるように、妊娠届け時に問診票セットを、毎年春に予防接種実施計画を各戸配布しています。また、乳児訪問、乳幼児健診時に個別に説明を行っていきます。今後も定期予防接種については継続して積極的に接種勧奨を行います。

● 思春期保健対策 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

教育相談室や生活支援員を充実させるほか、精神科医による心の健康相談を実施しメンタル面のサポートを行います。また、性教育や禁煙教育、薬物乱用防止に関する保健指導も継続して行っていきます。

3) 児童虐待防止対策の充実

● 発生予防のための事業の充実 (担当課：健康福祉課)

乳児全戸訪問事業を引き続き実施することで養育支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な支援を行います。また、乳幼児健診や保育相談時に、身体状況や発育・発達を確認し、子育てに関する相談・指導を行うほか、発達障害児及びその保護者への適切な支援が行えるよう保育所支援を実施します。

● 早期発見、対応の徹底 (担当課：健康福祉課)

妊娠届出時や訪問、乳幼児健診等の場で虐待の早期発見に努めます。虐待の通告があった時には早急に子どもや家庭状況を把握し、子どもの安全確認を行うとともに、必要に応じて児童相談所に連絡し対応を協議します。ハイリスク児や支援が必要な家庭に対しては訪問や関係機関との定期的な情報共有を行い支援していきます。また、保育所支援の実施に加え、児童虐待や相談窓口について町民に対して広く周知していきます。

● 要保護児童対策地域協議会 (担当課：健康福祉課)

要保護児童対策地域協議会を開催し、学校、保健所、幼稚園及び保育所、警察署、児童相談所、民生委員、婦人会等の関係機関と連携を図るとともに、個別のケース会議等を開催し、協力して問題解決をします。今後は、実務者会議の定期的な開催などさらなる体制強化を図ります。

4) 乳幼児期からの食育の推進と健康づくりに向けた情報発信

- 栄養教室 (担当課：健康福祉課)

生活習慣病予防や健康づくりに向けた健康教育・調理実習を実施します。

- 食生活改善事業 (担当課：健康福祉課)

地域に望ましい食習慣を定着させるため、愛育委員、栄養委員が中心となり各分館の公会堂で調理実習を行います。

- 広報活動 (担当課：健康福祉課)

健康カレンダーの全戸配布や広報紙の「保健師のお話」の掲載、各種パンフレットの配布により、健康づくりに向けた知識の普及・啓発を推進します。



基本目標2 里庄に暮らす全ての子どもが心豊かに育つまち

◆基本目標の方向性◆

- ・ 幼稚園や保育所、また家庭や地域での遊びを通じて、子どもたちが学びの基礎を培うことができるよう、幼児教育の充実に努めます。
- ・ 学校に地域が参画し、地域のなかで子どもが豊かな経験のできる環境づくりを進めます。
- ・ 一人ひとりの子どもにとっての「最善の利益」を考え、支援を推進します。

◆現状と課題◆

- ・ 幼児教育における「学びの芽生え」が注目されています。遊びを通して幅広いものごとに興味をもち、工夫をしながら自ら遊びを発展させていくことが、小学校以降の意欲的に学習する力につながります。
- ・ 小学校や中学校での学びでは、保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営の改善を図りながら地域みんなで子どもの成長を支える「地域とともにある学校づくり」が求められています。アンケート調査でも、“伝統や文化の伝承”、“コミュニケーション能力”、“社会的ルールや礼儀作法”を子どもたちに育てていく役目として、地域に期待する割合が高くなっています(「アンケート調査結果の概要」参照)。
- ・ 国では平成26年度に「放課後子ども総合プラン」が打ち出され、共働き家庭等の「小一の壁」の打破と児童の健全育成のために、放課後児童クラブの計画的な整備が求められています。
- ・ 本町では、放課後児童クラブのほか、「里ちゃんチャレンジクラブ」や「チョボラジュニアの会」など、子どもが地域でさまざまな経験や交流のできる機会の提供を進めています。
- ・ アンケート調査でも、両事業に子どもを参加させたいとする割合が高くなっており(「アンケート調査結果の概要」参照)、内容の充実や参加のきっかけづくりが求められます。また、これらの事業に限らず、豊かな人間性を育む体験活動の場づくりを推進する必要があります。
- ・ 障害があるなど配慮の必要な子どもを含めた、一人ひとりの子どもにとっての最善の利益が実現されるよう、あらゆる関係機関が連携し、子どもの育ちを支援することが求められています。

◆取組内容◆

1) 乳幼児期における学びの芽生えの促進

- **ブックスタート事業** (担当課：教育委員会)

家庭で0歳児から絵本に親しむことができるように、絵本のプレゼントと啓発活動を実施しているほか、子育てサロンにおける読み聞かせや図書館における「おはなし会」や講座を実施しています。今後も子どもの成長段階に合わせ、子どもと本をつなげるためのさまざまな行事やサービスを展開していきます。

2) 児童及び生徒の豊かな学びに向けた環境整備

- **教育相談員配置事業** (担当課：教育委員会)

町内小・中学校との連携のもとに、児童及び生徒の教育上の問題に関する相談を実施しています。経験豊かな教育相談員を配置し、現在はむつみ会館を拠点に週3回の教育相談を実施しています。今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実していきます。

- **学校生活支援員事業** (担当課：教育委員会)

幼稚園及び小・中学校に生活支援員を配置し、学習活動並びに遊びや体験活動を支援します。今後も継続して支援員を配置し、効果的な授業や体験活動に向けた支援を充実していきます。

- **里庄子どもと本を結ぶネットワーク事業** (担当課：教育委員会)

子どもの読書活動の推進のためにネットワーク会議を定期的開催し、家庭や地域、図書館や幼稚園、学校などさまざまな場所で、子どもたちの発達段階に応じた読書環境を整備していきます。

- **放課後子ども教室（里ちゃんチャレンジクラブ）** (担当課：教育委員会)

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりを推進します。現在は小学生等を対象に、冒険キャンプや暁天座禅、昔遊びなどの体験活動を土・日曜日や長期休暇中に実施しており、今後も体験活動を通して、人間関係や集団生活のなかで協力することの大切さを学ぶことができるよう継続して実施します。

- **チョボラジュニアの会** (社会福祉協議会で実施)

町内の中学校生徒が、町内の老人施設で清掃などのボランティア活動を行っています。運営スタッフの確保など、継続的な運営に向けた支援を今後も進めていきます。

- 里庄町青少年健全育成「^{あした}未来の会」 (担当課：教育委員会)

青少年の健全育成を図ることを目的として、家庭教育活動部、地域教育活動部、学校教育活動部を設置し、幼稚園預かり保育・学童保育、教育を考えるつどい、子ども安全パトロール、青少年健全育成街頭キャンペーン、一日学校公開などの事業を展開します。

- 放課後児童クラブ（学童保育） (担当課：教育委員会)

保護者が共働きなどの理由で日中家庭にいない小学校児童を対象に、放課後や長期休暇中の安心・安全な生活の場として開所しています。現在は小学校低学年を対象に各小学校区で実施しており、今後も継続的・安定的な運営を行うため指導員の確保や施設整備を進めていきます。

3) 障害があるなど配慮の必要な子どもへの施策の充実

- 障害児施設との連携 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

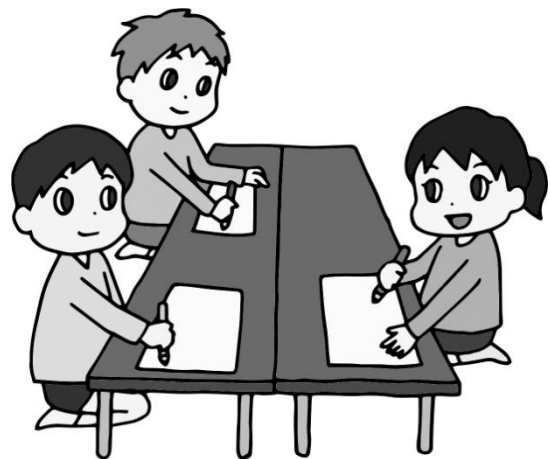
障害があるなど配慮の必要な子どもやその家族が、その子どもに合った施設の利用ができるよう、教育委員会や健康福祉課にて相談対応や情報提供を行うとともに、教育・保育施設や関係機関との連携を図ります。また、幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等における受け入れを推進します。

- 学校での支援 (担当課：教育委員会)

幼稚園や小学校に生活支援員を配置し支援を行います。また、学校内に特別支援学級を設置し、支援を行っていきます。

- 共生社会の形成に向けた取り組みの推進 (担当課：健康福祉課・教育委員会)

障害のある子どももそうでない子どもも、できるだけ同じ場で共に学ぶことができるよう配慮することに加え、障害のある子どもの周囲の大人や子ども、地域住民への啓発や教師への研修等を進めます。



基本目標3 みんなで子育てを支え、親と地域が成長するまち

◆基本目標の方向性◆

- ・子育てに対する職場の理解や男性の育児参加の促進、地域の人材を活用した活動の充実など、父母ともにゆとりをもった子育てができるよう支援を強化します。
- ・病児・病後児保育や一時預かりなど、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・家庭の教育力向上に向けた取り組みを、行政や地域が一体となって推進します。

◆現状と課題◆

- ・子どもとの関わりを通じて親も親として成長していく「親育ち」を、地域全体で支援することが求められています。就学前児童保護者を対象としたアンケート調査では、平日にゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間を持っていると思うかについて、「持っていると思う」の46.1%に対し、「あまり持っていないと思う」が50.8%で上回っています。また、子育てによる身体の疲れやストレスが大きいと感じることがあるかでは、「非常にある」が15.5%、「どちらかと言えばある」が52.3%となっています。保護者がゆとりをもって子どもと向き合うことができるよう、支援が必要となっています。
- ・同じくアンケート調査では、周囲の人（近隣、友人等）に支えてもらって子育てをしているという実感があるかについて、「大いにある」が32.6%、「まあまあある」が37.2%となっている一方で、「ほとんどない」が17.1%となっています（「アンケート調査結果の概要」参照）。こうした結果からも、保育サービスの充実に加えて、職場、周囲の理解などが求められていることがうかがえます。
- ・本町の教育・保育施設では、平成27年度から、幼稚園が4歳児を含めた2年保育を、保育所がこれまでの4歳児までの保育に加えて5歳児保育を開始します。こうした教育・保育環境の充実に加えて、病児・病後児保育や一時預かりなど、保護者の家庭や就労の状況に対応した多様な保育サービスの整備も進めていく必要があります（「アンケート調査結果の概要」参照）。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化などによって、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ機会が減少し、家庭教育の力が低下していることが指摘されています。保護者同士や地域の子育て経験者との交流、講座等の学習機会を通じた「親育ち」への支援が必要です。

◆取組内容◆

1) 地域施設・人材を活用した子育て支援

- **子育てサロンの充実** (担当課:健康福祉課－社会福祉協議会に委託)

子育てボランティア「フレンズ」の協力のもと、社会福祉協議会により中央公民館を活用した子育てサロンを週に3～4回開催します。利用できる時間を延長するなど環境を整備するとともに、親子で気軽に参加でき、保護者同士が交流できる場の提供や子育てに関する情報提供を行うなど、子育てを楽しんでいただけるよう支援します。

- **母親クラブ（こずえ会）の活動支援と連携** (担当課:健康福祉課)

子どもが1歳から4歳までの親子で自主活動を行っています（対象年齢は変更の可能性あり）。お楽しみ会や運動会、クリスマス会などの行事や交流会、研修会の開催など、地域での遊びや保護者の情報交換の場となるよう活動を支援します。

- **愛育委員会の活動支援と連携** (担当課:健康福祉課)

愛育委員会では、地域の乳幼児を持つ親子への声かけや、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、育児学級での手伝いなどを行っています。また、食生活改善事業として、地域の公会堂で料理教室などを行っています。

2) 保育サービスの充実

- **保育所** (担当課:町民課)

平成26年度現在、町内に2か所の保育所が設置されています。今後の整備方針や目標事業量などの詳細を、第5章に掲載しています。

- **幼稚園預かり保育** (担当課:教育委員会)

幼稚園に通園する園児のうち、幼稚園終了後や長期休暇中に、共働きなどの理由により家庭における保育が困難な子どもの保護・育成を図るため、遊びを主とする保育活動を行います。現在は東西両幼稚園で実施しており、今後も継続的・安定的な運営に向けて指導員の確保や施設整備を図ります。

- **一時預かり事業** (社会福祉協議会で実施)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。平成26年10月から、子育てひろば「げんキッズ」にて実施しています。目標事業量などの詳細を第5章に掲載しています。

- 病児・病後児保育事業の導入 (担当課：町民課)

病児や病気の回復期にある子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。事業開始に向けた協議・検討を進めていきます。目標事業量などの詳細を第5章に掲載しています。

3) 男女共同参画の推進

- 職場環境の整備 (担当課：企画商工課)

事業主等に育児休業の普及・改善を働きかけるなど家庭を大切にする働き方への理解を求めます。

- 男性の家事・育児の推進 (担当課：企画商工課)

父親の家事・育児参加への意識を高めることができるよう情報提供を行うとともに、男性が参加しやすい講座等を行っていきます。

「一般事業所へのヒアリング調査」を実施しました

働きながら子育てをしている状況や、里庄町内にある企業が進めている子育て支援を把握し、計画策定に役立てるため、一般事業所に向けたヒアリング調査を行いました。

ヒアリングでわかったこと(一部抜粋)

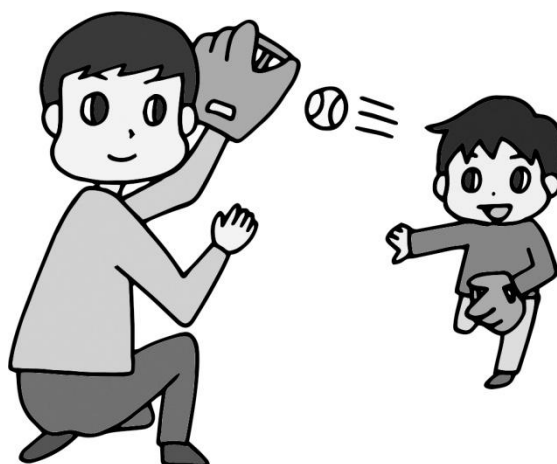
- 女性の育児休暇取得は普及しているが、男性の取得はわずかである。
- 育児休業からの復帰後も、保育所の預かり時間等を考慮した勤務時間や職場配置など、子育てに配慮した働き方が進められている場合が多い。
- 女性の活躍促進や、全社的に時間外労働削減に向けた取り組みを進めている事業所もみられた。
- 町に対して、保育所の広域利用や各種サービスの充実が求められている。

4) 家庭教育への支援

- 子育て講座

(担当課：教育委員会)

家庭教育と地域の子育て支援のあり方を啓発し、家庭の教育力の向上をめざすとともに、地域での子育てを支援します。就学時健康診断や中学校入学説明会を利用した子育て講座の開催、親育ち応援学習プログラムなど保護者のライフステージに応じた学習機会を提供します。また、親子が共に参加できるイベントの開催や、子育て中の親同士が集まって子育てに関する悩みを共有したり、解決策を考えたりできる場づくりを検討していきます。



基本目標4 親子が安心して暮らすことのできるまち

◆基本目標の方向性◆

- ・子育てにかかる費用負担の軽減やひとり親家庭への自立支援を、今後も充実していきます。
- ・妊産婦や小さな子どもを連れた家庭を温かく見守る、周囲の理解・配慮を促進します。
- ・“交通事故ゼロ”“犯罪ゼロ”をめざし、だれもが住みやすく、安心して暮らせるまちをつくれます。

◆現状と課題◆

- ・子育てに係る費用への負担感は、依然として強いものがあります。就学前児童保護者を対象としたアンケート調査では、子育てで出費がかさむことに悩みがあるかについて、「非常にある」が12.0%、「どちらかといえばある」が29.5%となっており、経済的な支援が引き続き重要となっています。
- ・本町では、中学生までの子どもの医療費の自己負担額を助成しているほか、保育所における2人目からの保育料と幼稚園の保育料を無料化するなど、支援を充実してきました。今後も引き続き支援を進めるとともに、ひとり親家庭等への自立に向けた支援策の充実、制度の周知が求められます。
- ・妊産婦や子どもを連れた保護者が安心して外出のできる環境をつくるため、ハード面でのバリアフリーに加えて、周囲の配慮や理解を深める「心のバリアフリー」をまち全体に広げていくことが大切です。
- ・子どもの交通事故や犯罪に巻き込まれる事例が、全国では絶えず報告されています。交通事故を防止するための交通安全教室や保護者、ドライバー等への啓発、犯罪を抑止する地域の協力体制の構築に引き続き努める必要があります。

◆取組内容◆

1) 経済的支援の推進

- 小児医療費助成 (担当課：健康福祉課)

疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに子どもの健やかな成長に寄与するため、保険診療の医療費の自己負担額を助成しています。助成対象年齢を平成24年度から中学校3年生までに引き上げており、今後も継続して事業を実施していきます。

- 児童手当 (担当課：町民課)

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的に、中学校修了前の子どもを養育している保護者に対し支給します。

- 児童扶養手当 (担当課：健康福祉課)

離婚等によるひとり親家庭などを対象に手当を支給します。ひとり親家庭医療や母子寡婦福祉資金の制度も継続して実施します。

- 保育料の支援 (担当課：町民課・教育委員会)

町独自の施策として、保育所における2人目からの保育料と幼稚園における保育料を無料とし、経済的負担の軽減を図ります。

2) ひとり親家庭への支援の充実

- 子育て支援、生活の場 (担当課：健康福祉課)

ひとり親家庭における保護者の就労支援や子育て支援等について相談を行うことにより、生活の安定と児童の健全育成を図ります。

- 経済的支援 (担当課：健康福祉課)

所得が一定以下のひとり親家庭に対し、児童扶養手当を支給します。また、母子福祉資金の貸し付けを行い、就学支援等を行うとともに、ひとり親家庭医療費の助成を行い、医療機関に支払う自己負担額の助成を行います。

3) 生活環境の整備

● 公園等の整備 (担当課:教育委員会・企画商工課)

子どもが安全で快適に利用できるよう分館やボランティアの協力を得ながら遊具の整備、公園の美化に努めていきます。また、防犯灯の設置や横断歩道の整備、ボランティア等の協力によるカーブミラー清掃を継続して行います。

● バリアフリーの推進 (担当課:総務課)

公共施設については、年齢、性別を問わず市民の誰もが安全に利用することができるよう、段差解消などバリアフリー化を進めます。

4) 防犯活動の推進

● 交通安全の確保 (担当課:企画商工課・教育委員会)

学校等で交通安全教室を行うほか、自転車のヘルメット着用を呼びかけるなど子どもに交通安全教育を行います。また、チャイルドシートの正しい使用の徹底のために保護者に対して指導、啓発を行います。

● 防犯パトロールの実施 (担当課:企画商工課・教育委員会)

P T A、地域安全推進委員等のボランティアによる防犯パトロールを支援し、登下校中の子どもの犯罪・事故防止に努めます。

● 子ども110番 (担当課:教育委員会)

地域の事業所や家庭が「子ども110番」の看板を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に助けを求めることで、子どもたちを犯罪から守ります。子どもたちが危険に遭遇したときや困りごとがあるときに立ち寄れる拠点を増やすため、今後も「子ども110番」に協力いただける家庭数の増加や看板の整備を推進します。

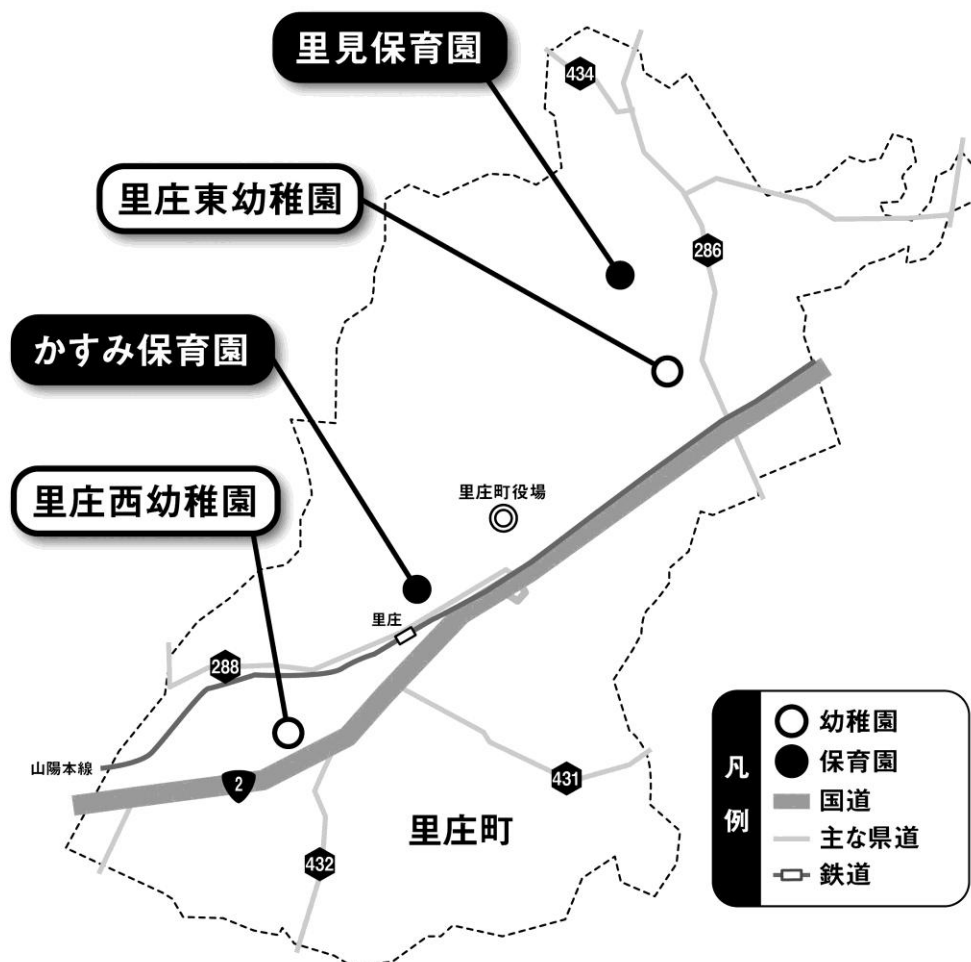
第5章 目標事業量と提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（以下、「区域」）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。

本町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、区域を全町1つと設定します。

■教育・保育施設の配置状況概略図



2 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

1) 認定区分について

幼児期の教育・保育における量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等を定めるにあたっては、1号認定、2号認定、3号認定（0歳／1・2歳）のそれぞれの認定区分ごとに設定します。

■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

2) 量の見込みと確保の方策

① 1号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・平成26年度現在、幼稚園2か所（ともに町立）の提供体制があります。
- ・平成27年度から、4歳児、5歳児の2年保育を実施します。施設数については現状の2か所を維持します。

単位(実人／年)

	実績※1	目標事業量					
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	50	105	87	89	90	91	
②確保 の内容	特定教育・ 保育施設	140	140	140	140	140	140
②-①		90	35	53	51	50	49

※1:10月1日現在。

② 2号認定及び3号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・平成26年度現在、保育所2か所（ともに民間）の提供体制があります。
- ・平成27年度から、5歳児の受け入れを開始します。町内2か所の保育所の施設整備を行い、希望者全員の受け入れに向けた取り組みを進めます。

単位(実人/年)

	平成26年度(実績※1)			平成27年度			平成28年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	174	119	19	150	129	26	159	131	26
②確保の内容	-			130	120	20	165	130	25
特定教育・保育施設	-			130	120	20	165	130	25
特定地域型保育事業	-			0	0	0	0	0	0
②-①	-			▲20	▲9	▲6	6	▲1	▲1

	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	163	130	25	164 200	128	25	164 200	126	24
②確保の内容	165	130	25	165	130	25	165	130	25
特定教育・保育施設	165	130	25	165	130	25	165	130	25
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	2	0	0	1	2	0	1	4	1

※1:10月1日現在。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

1) 地域子ども・子育て支援事業とは

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法で市町村が取り組むよう定められた 13 事業のことです。「2) 量の見込みと確保の方策」で、それぞれの事業について量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等を定めます。

2) 量の見込みと確保の方策

① 利用者支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本町における教育・保育施設や子育て支援サービス、その他の子育て支援に関する地域資源を利用者が効果的にまた円滑に利用できるよう、町で1か所実施することが適当であると考えます。

<確保方策の考え方>

- ・現在は町役場にて、保護者への情報提供を行っています。
- ・引き続き町役場にて実施し、保護者の個別ニーズの把握や適切な施設・事業等の円滑な利用に向けた相談・情報提供を行います。

	実績見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

② 地域子育て支援拠点事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた月間延べ利用日数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は子育てひろば「げんキッズ」の1か所で実施しています。
- ・今後も継続して1か所で実施するとともに、一時預かり事業の実施など支援機能の強化を図ります。

単位(延べ日数/月)

	実績見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	162	515	520	513	506	497
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③ 妊婦健康診査

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数に、国の示す望ましい受診回数である14回(程度)の利用数を乗じて算出した年間延べ利用回数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・以下の確保の内容により、事業量を確保します。

単位(延べ回数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,026	1,246	1,246	1,218	1,204	1,176
確保の内容	実施場所	※1	産婦人科医療機関			
	実施体制	※2	県内、福山市及び深安地区産婦人科医療機関に委託			
	検査項目	※3	血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等			
	実施時期	※4	通年			

※1:産婦人科医療機関 ※2:県内、福山市及び深安地区産婦人科医療機関に委託 ※3:血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等 ※4:通年

④ 乳児全戸訪問事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数を必要な対象人数（年間実人数）とみなし、量の見込みを設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は町の保健師が生後4カ月までの乳児のいる原則全ての家庭を訪問しており、子育てを取り巻く不安や悩みへの相談や子育て支援に必要な情報提供、適切なサービス提供につなげています。今後も町の保健師により継続して事業の推進を図ります。

単位(実人数/年)

		実績見込み	目標事業量				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		85	89	89	87	86	84
確保の内容	実施体制	※1	町の保健師が実施				
	実施機関	※2	里庄町健康福祉課				

※1:町の保健師が実施 ※2:里庄町健康福祉課

⑤ 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会機能強化事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・養育支援訪問事業としては量の見込みを設定しませんが、要フォロー児及びその保護者への支援については継続して実施します。

<確保方策の考え方>

- ・乳児全戸訪問事業や健診等で把握した養育支援の必要な家庭に対して支援を行います。
- ・要保護児童対策地域協議会機能強化事業については、虐待の早期発見・早期対応に向けた職員への研修会の実施等、必要に応じて事業を実施します。

■養育支援訪問事業

単位(件数/年)

		実績見込み	目標事業量				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		-	-	-	-	-	-
確保の内容		-	-				

⑥ 子育て短期支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本町の単独事業としては実施を予定しませんが、利用者支援事業等により把握した子育て家庭の宿泊を伴う預かりへのニーズに対しては、必要に応じて関係機関と連携しながら対応します。

<確保方策の考え方>

- ・必要に応じて関係機関と連携しながら対応します。

単位(延べ日数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	-	-	-	-	-	-
確保の内容	-	-	-	-	-	-

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(就学児童)

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本計画期間中の実施予定はありません。

<確保方策の考え方>

- ・社会福祉協議会などと連携しながら、地域で子育て支援に協力できる人材の養成を進めます。

単位(延べ日数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	-	-	-	-	-	-
確保の内容	-	-	-	-	-	-

⑧ ア. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・本町の幼稚園では一時預かり事業としては実施をしていますが、希望者については通常の教育時間を越えて18時まで預かりを実施しています。

<確保方策の考え方>

- ・今後も継続して2か所の幼稚園で18時まで預かりを行います。

単位(延べ日数/年)

	実績見込み		目標事業量			
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	-	-	-	-	-	-
確保の内容	-	-	-	-	-	-

⑧ イ. 一時預かり事業（在園児対応型以外）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望を踏まえた年間延べ利用日数見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・平成26年10月から、子育てひろば「げんキッズ」にて事業を実施しています。

単位(延べ日数/年)

	実績見込み ^{※1}	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	126	743	731	737	733 150	728 150
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※1:10月以降の実績見込み

⑨ 延長保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

＜量の見込みの考え方＞

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間利用実人数見込みを、量の見込みとして設定します。

＜確保方策の考え方＞

- ・現在は2か所の保育所で実施しており、今後も現状の体制により確保します。

単位(実人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	31	25	24	25	24	24
確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

⑩ 病児・病後児保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

＜量の見込みの考え方＞

- ・アンケート調査による保護者の利用希望を踏まえた年間延べ利用日数見込みを、量の見込みとして設定します。

＜確保方策の考え方＞

- ・事業開始に向けて、町内の保育園や医療機関と協議を進めるほか、町外の事業実施機関とも連携を図ります。

単位(延べ日数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	0	128	126	127	126	125
確保の内容	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所

⑪ 放課後児童クラブ

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による就学前のお子さんをもつ保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間実利用人数見込みを、量の見込みとして設定します。
- ・低学年児童（1～3年生）の利用量を見込んでいます。

<確保方策の考え方>

- ・現在は町内3か所で実施しています。今後は小学校の余裕教室等も活用し、子どもの健全育成に合う放課後児童クラブの整備を質・量ともに進めます。
- ・児童福祉法改正により、対象児童が「小学校に就学している概ね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に拡大されましたが、本計画期間中は低学年児童の受け入れ確保に努めます。
- ・実施にあたっては、小学校の余裕教室の活用を検討するなど、実施環境の整備に努めます。

単位(実人数/年)

	実績見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	112	113	120	123	120 160	124 160
確保の内容	112	113	120	123	120 160	124 160

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

1) 認定こども園設置に関する方針

- ・認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。
- ・国では、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ「幼保連携型認定こども園」の普及を進めています。本町でも地域の実情を勘案しながら、設置の必要性について検討をしていきます。

2) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針

- ・幼稚園教諭と保育士の合同での研修実施やカリキュラム、指導方針等を双方に協議する場づくりなど、教育・保育の一体的な提供に向けた取り組みを推進していきます。

3) 幼稚園、保育所及び小学校の連携に関する方針

- ・幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、相互の教育内容や指導方法について理解を深める場や、幼児と小学生とが交流する機会を設けるなど、幼稚園と保育所、及び小学校の連携を強化していきます。

第6章 推進体制

1 住民や地域、関係団体との連携

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報紙などの媒体やあらゆる機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、住民や関係団体等で構成される「里庄町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

2 計画の進捗管理・評価

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「里庄町子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



資料編 里庄町子ども・子育て会議概要

1 里庄町子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月26日条例第30号

里庄町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、里庄町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は委員15人以内で構成し、子どもの保護者等のほか、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体の中から、町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 委員名簿

	氏 名	区分
1	福 知栄子	1号委員 中国学園大学教授
2	中野 年朗	2号委員 社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会
3	小野 光三	3号委員 保護司 町議会議員
4	定兼 正明	3号委員 教育委員長職務代理者
5	佐藤 桂子	3号委員 つばきの会
6	佐藤 哲子	3号委員 老人クラブ
7	竹内 佳子	3号委員 すみれの会
8	仁科 千鶴子	3号委員 民生委員・児童委員
9	堀 朝子	3号委員 民生委員・児童委員
10	山崎 真由美	3号委員 元民生委員・児童委員
11	金子 幸恵	4号委員 こずえ会会長
12	藤井 典幸	4号委員 元PTA会長
13	松原 清美	4号委員 元こずえ会会長
14	高尾 友子	5号委員 天野実業株式会社 里庄工場

1号委員：学識経験を有する者

2号委員：子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

3号委員：子ども・子育て支援に関わる者

4号委員：子どもの保護者

5号委員：事業者を代表する者

里庄町子ども・子育て支援事業計画

(平成 27～31 年度計画)

発行年月：平成 27 年 3 月

発行・編集：里庄町

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107 番地 2

T e l : 0 8 6 5 - 6 4 - 3 1 1 1

F a x : 0 8 6 5 - 6 4 - 3 6 1 8